

平成 28 年 7 月 20 日

厚生労働省職業安定局長
生 田 正 之 殿

愛知ホームレス就業支援事業推進協議会
代表 岡本 祥浩



大阪ホームレス就業支援センター運営協議会
会長 中岡 照夫



神奈川県ホームレス就業支援協議会
会長 高橋 薫



東京ホームレス就業支援事業推進協議会
代表 村山 寛司



ホームレス就業支援事業の継続・拡充に関する要望書

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より私ども 4 協議会の運営にあたりまして、ご指導ご鞭撻を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4 協議会が受託しておりますホームレス就業支援事業の根拠法令である「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成 14 年法律第 105 号)は、平成 29 年 8 月に延長期限を迎えます。

ホームレスの数については、最新の「路上生活者概数調査」においても漸減を続けているという結果が公表されておりますが、市民団体による東京都内 3 区を対象とした夜間調査では、昼間調査の 3 倍を超える数が確認されたとの報告もあります。

一方、ホームレスの実相をつぶさに見ますと、統計上の数値には表れない質的な変容が明らかとなっております。路上生活とネットカフェなどを行き来する潜在的なホームレスや自立支援センター利用者における路上生活経験の少ない若年層の増加、さらには、その背後にいる数多くの「ホームレス予備軍」を含め、従来の「路上生活者」の像とは異なる様相の事業対象者が増大し、いわゆる「生活困窮者」の中に入り混じっているというのが、現場の認識です。また一方、路上生活から脱却後の再路上化という事例も後を絶ちません。

このようにホームレス問題は、これまで以上に多様できめ細かい対応を迫られるものとなっております。東京都においては、平成 26 年 12 月策定された長期ビジョンで、2024 年までに「ホームレスゼロ」の達成を数値目標として設定し、また他の府県においても同様の理念から地域の実情に即した多様な取組みを鋭意進めているところです。しかしながら、問題の効果的かつ総合的な解決には、国の責任において引き続き基本的な方針の策定とそれに基づく施策の推進が不可欠であります。

このような中で、もとより就業支援はホームレス対策の根幹をなし、その成否を決定する重要なものです。4 協議会は、発足以来長きにわたり、そのために着実な努力と一定の成果を積み重ねてきたものと自負しております。この間、支援に携わられる自治体、関係セクターの皆様方からの信頼とご協力をいただきながら、時代に先駆けた「伴走型」の就労支援を実践し、ハローワークの機能を補完する、私ども協議会ならではのノウハウを築いてまいりました。

先に述べたホームレス像の変容に伴い、「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号)に基づく取組みが各自治体で進む中、4 協議会の就業支援に対する期待は、一層高まっております。それだけに生活困窮者自立支援制度のもとで、今後どのようにホームレス支援が実効的に進められていくのか、懸念も払拭できないところであります。

このような状況をつぶさにご賢察いただき、下記の事項につきまして実現くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成 14 年法律第 105 号)の再延長、もしくは「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年法律第 105 号)においてホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨がそこなわれることのないようホームレス自立支援の明確な位置づけを図られること。
2. これまでのホームレス就業支援事業を、国の責任において引き続き実施するとともに、各地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じた適切な施策を推進するための経費について、国において全額措置を講じられること。